

第2次 千曲市男女共同参画計画の概要

輝く^{あした}明日へ ～共に築こう共同参画～

○計画策定の趣旨

男性も女性もお互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができ、市民誰もが自信と希望をもって、いきいきと豊かな暮らしを営むことができる「男女共同参画社会を目指し、平成17年度を初年度とし、平成21年度までの「千曲市男女共同参画計画」を策定し事業を推進してきました。

今回実施した「市民意識調査」の結果をみると、前回の調査「平成16年度」と比べ性別による固定的役割分担を否定する人が増えており、女性の社会参画も進んできました。しかし、一方で、政策決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への積極的参画はあまり進まず、社会においては、性別による役割分担に基づく慣習や慣行が依然として根強く残っています。

このことから、男女共同参画の視点に立った、社会制度・慣行の見直し、意識の改革、男女の人権の尊重と男女平等に向けた取組みにはなお一層の努力が必要です。

「第2次千曲市男女共同参画計画」は、国や県の「男女共同参画基本計画」との整合性を図り、すべての行政分野を男女共同参画の視点から見直し、市民と行政が一体となって、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に向け取り組む上での指針となるよう策定しました。

○計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づくものです。
- (2) この計画は、男女共同参画社会を形成するための指針となるものです。
- (3) この計画は、行政のみで推進するものではなく、市民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に取り組むとともに、家庭、地域、学校、職場等社会全体で取り組んでいくためのものです。
- (4) 千曲市総合計画との整合性を図り、国、県の施策を見極めながら推進します。

○計画の目標

○基本目標 男女共同参画社会の実現

○目 標

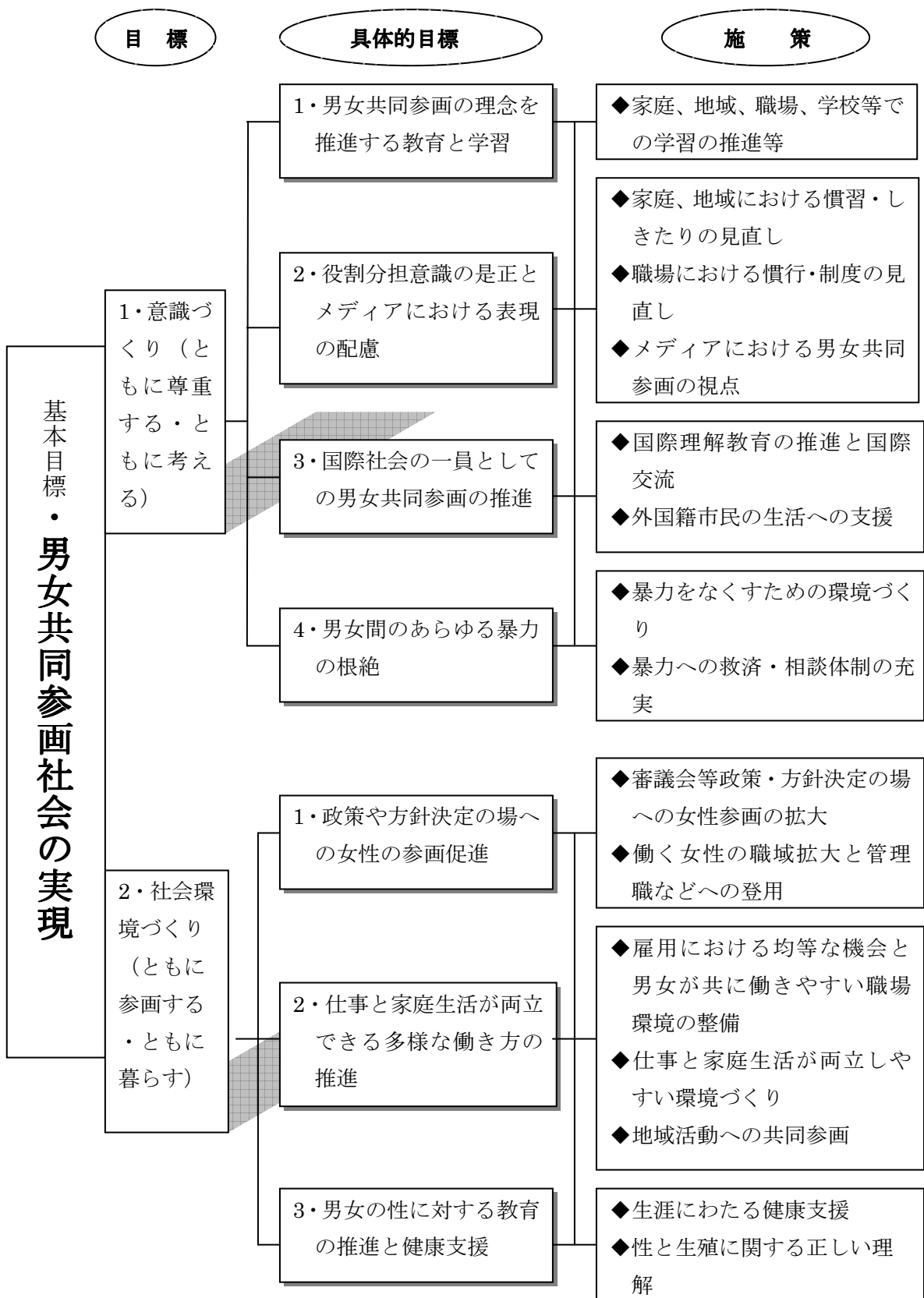
- 1 意識づくり ～ともに尊重する・ともに考える～
- 2 社会環境づくり～ともに参画する・ともに暮らす～

○計画の期間

平成 22 年度～平成 26 年度までの 5 年間



計画の体系



(具体的目標 1) 男女共同参画の理念を推進する教育と学習

(施策・具体的施策)

1 家庭・地域・職場・学校での学習の推進等

- 男女平等の視点に立った教育・保育
 - ・ 男女平等、人権尊重の視点に立った家庭でのしつけや教育
- 学校・幼稚園・保育園における男女平等、人権尊重の意識の醸成
 - ・ 男女共同参画研修会への参加推進
 - ・ 男女共同参画に関する啓発資料の活用拡大
 - ・ 県や関係機関による男女共同参画研修会への教職員の参加促進
- 男女共同参画に関する講座・学習機会の充実
 - ・ 地区人権研修会等の開催
 - ・ 公民館等における講座開催
 - ・ 男女共同参画セミナー等の開催
 - ・ 情報の提供
- 事業所における男女平等の実現・法令や制度の活用促進
 - ・ 広報紙等による法令等の周知
 - ・ 企業団体への情報提供
 - ・ 企業人権教育の開催

(具体的目標 2) 役割分担意識の是正とメディアにおける表現の配慮

(施策・具体的施策)

1 家庭・地域における慣習・しきたりの見直し

- 性別による役割分担意識の是正
 - ・ 出前講座、研修会等の開催
 - ・ 女性団体の育成・支援

2 職場における慣行・制度の見直し

- ・ 「男女雇用機会均等月間」等の情報提供
- ・ 「男女共同参画週間」の周知
- ・ 講演会・研修会等の開催
- ・ 企業・団体等への自主的な取組みの協力要請

3 メディアにおける男女共同参画の視点

- 子どもを取り巻く情報環境の整備や、様々なメディアからもたらされる情報を主体的に選択し、使いこなす能力の育成
- 市出版物や掲示物その他の文書において、男女共同参画の視点にたった内容や表現の推進

(具体的目標 3) 国際社会の一員としての男女共同参画の推進

(施策・具体的施策)

1 国際理解教育の推進と国際交流

- 男女共同参画の視点に立った外国人との交流や学習
 - ・ 学校などにおける国際交流,国際理解教育の推進
 - ・ 異文化理解のための講座開催や情報提供、交流会の実施
 - ・ 国際交流団体等との協働

2 外国籍市民の生活への支援

- 在住外国人が安心して暮らせる生活環境づくりの支援と相談
 - ・ 暮らしに関する情報提供
 - ・ 外国籍市民の子育て支援や相談体制の充実

(具体的目標 4) 男女間のあらゆる暴力の根絶

(施策・具体的施策)

1 暴力をなくすための環境づくり

- あらゆる暴力を根絶するための
- 意識啓発、暴力に対する相談体制の充実
 - ・ 職場、学校、地域などにおけるセクシュアル・ハラスメント等防止のための意識啓発
- ドメスティック・バイオレンスが人権侵害であることの啓発及びその根絶のための広報活動
 - ・ 女性に対する暴力防止の研修会などへの参加促進

2 暴力への救済・相談体制の充実

- 行政、民間を含めた様々な関係機関が連携し被害者が安心して相談できる体制の充実や支援の環境づくり
- 各職場・学校等にセクハラ・パワハラ相談窓口の設置
 - ・ 暴力を根絶するための意識啓発

- ・ 子どもや高齢者に対する暴力などに関する相談体制の充実と関係機関との連携

(具体的目標 1) 政策や方針決定の場への女性の参画促進

(施策・具体的施策)

1 審議会等政策・方針決定の場への女性参画の拡大

- 女性委員の登用促進、兼任の縮減、人材情報の提供
 - ・ 市の各審議会等への女性委員の参画の促進と公募枠の拡大
 - ・ 女性委員のいない審議会等の解消
 - ・ 審議会等に幅広く意見が反映できるよう同一人の兼任の見直し
- 女性の能力が十分活用される労働環境の整備
 - ・ 働く場における女性の職域拡大
 - ・ 方針決定の場への女性の積極的登用
 - ・ 参画状況の公表
 - ・ 情報提供

2 働く女性の職域拡大と管理職などへの登用

- 女性の能力が十分活用される労働環境の整備
 - ・ 働く場における女性の職域拡大
 - ・ 方針決定の場への女性の積極的登用
 - ・ 参画状況の公表
 - ・ 情報提供

(具体的目標 2) 仕事と家庭生活が両立できる多様な働き方の推進

(施策・具体的施策)

1 雇用における均等な機会と男女がともに働きやすい職場環境の整備

- ・ 「家族経営協定」の締結促進
- ・ 労働基準法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法等関係法制度の周知啓発
- ・ 女性の就業、再就職等の情報提供
- ・ 各種講座開催
- ・ 働く女性の母性保護についての情報提供

2 仕事と家庭生活が両立しやすい環境づくり

- ・ 多様なニーズに応じた保育の充実(未満児保育 一時保育、延長保育など)
- ・ 児童クラブ、児童館、子育て支援センターの充実

- ・ 各種福祉サービスの充実
- ・ 高齢者介護サービスの充実
- ・ 育児・教育相談の充実
- ・ ひとり親家庭への支援の充実

3 地域活動への共同参画

- 地域活動への男女共同参画の啓発・参加促進
 - ・ 地域・PTA・公民館等への女性役員の拡大
 - ・ 情報提供
 - ・ 地域活動への参加促進
 - ・ 女性の意識改革

(具体的目標 3) 男女の性に対する教育の推進と健康支援

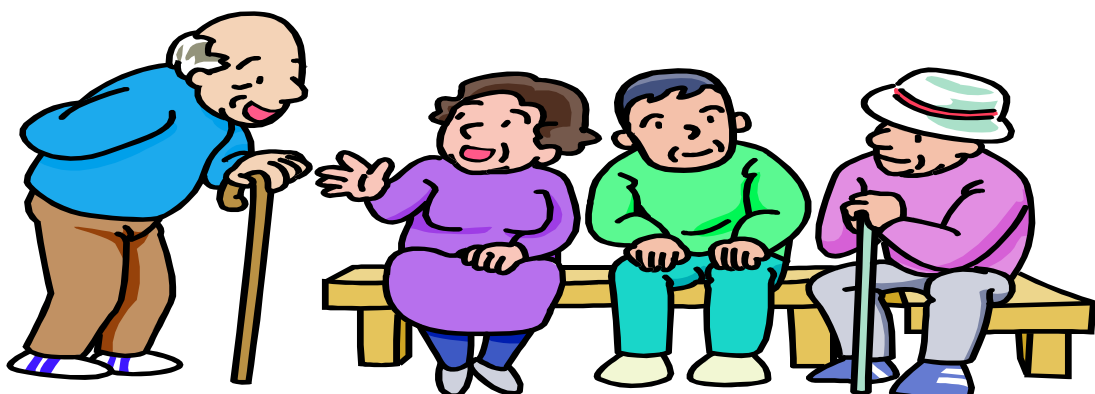
(施策・具体的施策)

1 生涯にわたる健康支援

- 積極的な健康づくり支援
 - ・ スポーツ教室の開催
 - ・ 転倒予防教室等介護予防
 - ・ 健康教育、健康相談、訪問指導の充実
 - ・ 検診体制・検診内容の充実
 - ・ 受診機会の拡充

2 性と生殖に関する正しい理解

- 年齢に応じた性に関する正しい知識・情報の提供
 - ・ 思春期から高齢期までの性に関する相談体制の充実
 - ・ 意識啓発・情報提供
- 有害環境の浄化対策
 - ・ すべての区において「有害図書自動販売機NO宣言」等排除運動の推進



○計画の推進

男女共同参画社会実現のために、市民

1 市民による推進

市民と行政が協働して計画の推進に努めます。

2 庁内における推進

市関係部局等と連携し、庁内推進体制を充実させ施策の推進を図ります。

3 関係機関との連携

国・県等関係機関との情報交換、協力・連携を図りながら推進します。

4 市民・地域・企業との連携

学校・家庭・地域・企業が男女共同参画の理念を理解し、自主的に取り組むことができるよう連携し推進を図ります。

また、各種事業を通じて意識啓発をすすめ、男女共同参画社会実現に向け活動する団体との連携を図ります。

5 計画の進行管理

計画の実施状況について年1回調査し、公表します